

国民健康保険の 税率が変わります

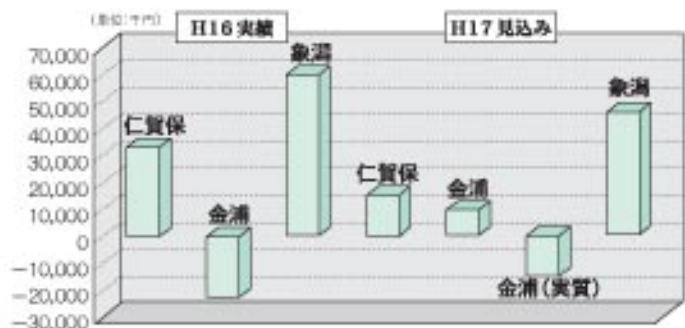
かさんだ場合、保険税収入とのバランスが崩れ、赤字に転じたりすることがあります。

●相互扶助制度

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が収入等に応じて保険税を出し合い、そこから医療費を支出する相互扶助制度です。保険税には、医療分と介護保険分があり、それぞれ収入に応じた税率により課税されます。

●市国民健康保険の現状

現在、にかほ市の国保税は、不均一扱いとなっていて、旧町区分（仁賀保地域・金浦地域・象潟地域）で課税されています。医療分については、平成20年度に統一となりますが、それまでは地域ごとに課税され、地域ごとに赤字にならないよう税率を調整していく必要があります。例えば、インフルエンザなどが流行してその地域の医療費が

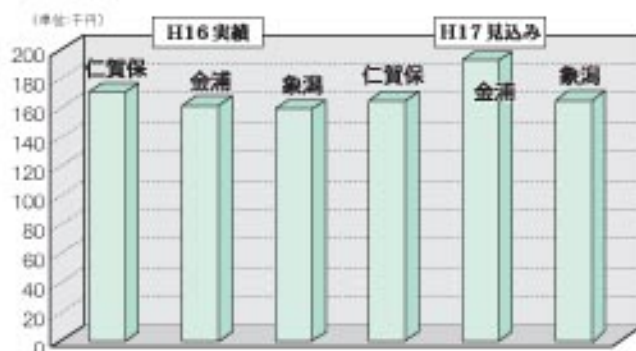


●医療費の単年度収支

平成16年度実績の単年度収支は金浦地域が2、200万円の赤字でした。平成17年度の決算見込みの単年度収支は、金浦地

域が940万円の黒字ですが、これは、一般会計から2、500万円の繰入れがあったためで、実質は1、560万円ほどの赤字となっています。仁賀保地域は、1、500万円、象潟地域は、4、500万円の繰越額が生じています。

●一人当たりの医療費



仁賀保地域と象潟地域の平成17年度決算見込みによる一人当たりの医療費は、同じくらいの164、000円ほどで、前年度と比べてほぼ横這いですが、

金浦地域は、192、000円と前年度の150、000円と比べると大幅な伸びを示していることがわかります。

●医療分の税率改正

区分	仁賀保地域	金浦地域	象潟地域
改正後の税率	所得割額	9.00%	8.30%
	資産割額	14.00%	
	均等割額	29,000円	26,000円
	平等割額	31,000円	
改正前の税率	所得割額	9.00%	6.10%
	資産割額	14.00%	26.00%
	均等割額	29,000円	21,000円
	平等割額	31,000円	27,800円

今回の改正は、前表が示すように、仁賀保地域は、現行のまま、金浦地域については、平成16年度、17年度と単年度収支で赤字に転じ、一般会計から繰入れた2、500万円を確保するために、税率の調整による増

額が必要になったことを示しています。象潟地域は、繰越額が増加していることや収支のバランスを考慮し、税の引き下げをして他の地域と均衡を図ろうとするものです。

●介護分の税率改正

区分	仁賀保地域	金浦地域	象潟地域
改正後の税率	所得割額	1.80%	
	均等割額	15,000円	
改正前の税率	所得割額	1.20%	1.30%
	均等割額	11,000円	13,800円

介護分については、平成18年度から、統一した税率で課税します。改正税率は、介護保険の収支が赤字にならないように必要最小限の保険税収入とするものです。

●課税限度額の改正 (介護分)

法律の改正により、平成18年度から介護納付金課税限度額が8万円から9万円に引き上げられます。

●納付相談

今回特に医療分、介護分どちらも値上げされる金浦地域のみならずには、支払いが困難な場合、納期の回数を増やすなど納付相談に応じますので、お気軽に税務課または各市民サービスセンターにご相談ください。

●問合先

課税について	電話
国保課 (象潟庁舎)	☎ 43-7505
金浦市民SC総務班	☎ 38-4300
仁賀保市民SC総務班	☎ 32-3030
市民課 (仁賀保庁舎)	☎ 32-3032
金浦市民SC市民班	☎ 38-4300
象潟市民SC市民班	☎ 43-7500

戦没者等のご遺族の皆さま

第8回特別弔慰金の請求はお済みですか？

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（平成17年4月1日において、ご遺族以外の方と婚姻して姓が変わった、またはご遺族以外の方の養子になった方は除かれます）
- ④ 上記①以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ⑤ 上記①から④以外の三親等内親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます）

支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

請求期限 平成20年3月31日まで

請求窓口 福祉事務所（仁賀保庁舎）☎ 32-3034

※すでに請求済みの方には、裁定通知書が届き次第、順次ご連絡いたしますので、もしばらくお待ちください。